

久能地区計画

約7.0ha

工事着手の30日前までに届出が必要です。

平成7年2月1日決定

地区計画の区域において

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築
- 3 工作物の建築
- 4 建築物等の用途の変更

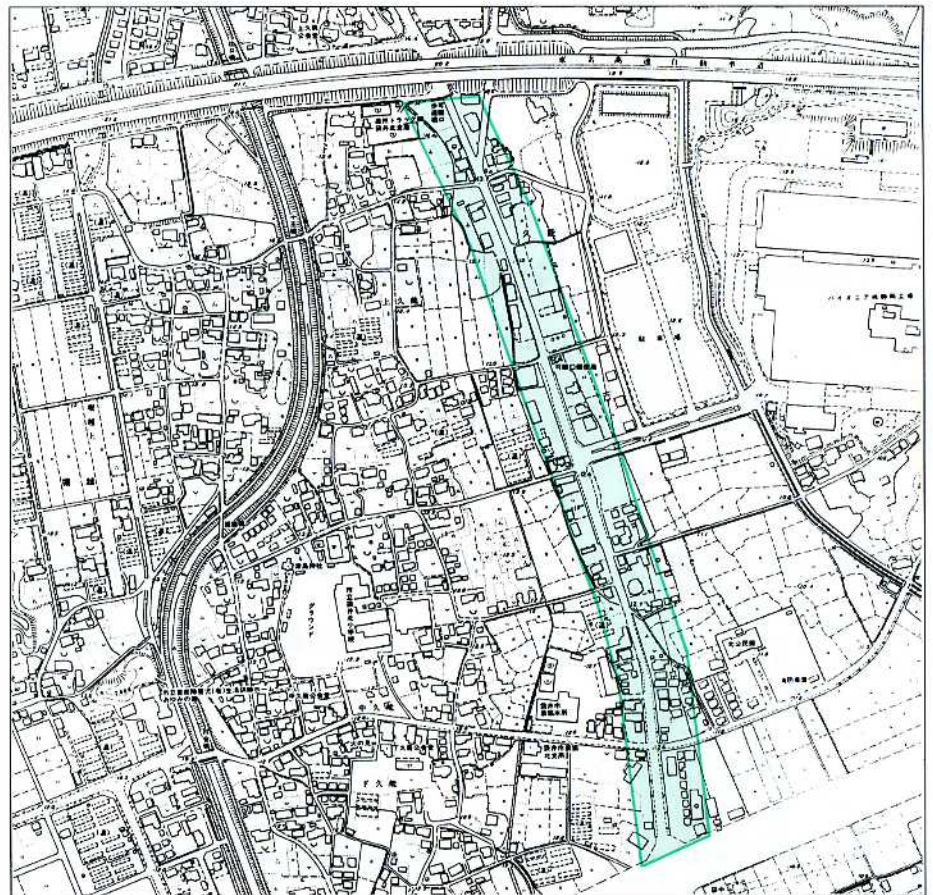
をする場合には、工事に着手する30日前までに市へ届出をする必要があります。

■区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標	<p>本地区は、JR袋井駅の北約3kmに位置し、街路整備事業により道路の整備が計画されている地域である。</p> <p>今後、沿道商業地として建築が進むと見込まれることから、地区計画を策定することにより、建築物等を計画的に規制・誘導し、沿道商業地にふさわしいゆとりある良好な環境の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>沿道商業地として生活に必要な利便施設が立地できる地区とするとともに、周辺住宅地と調和のとれたゆとりと潤いのある沿道商業環境を実現する。</p>
地区施設の整備方針	<p>本区域における地区施設は、街路整備事業により幹線道路の整備をするものとし、その維持、保全に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>良好な商業地としての環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の建築面積の敷地に対する割合の最高限度及び建築物の高さの制限を定める。</p>

建築物の用途の制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第3号から第6号に掲げるもの及びぱちんこ屋は建築してはならない。
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の6
建築物の高さの制限	建築物の高さの最高限度は、12mとする。

久能地区計画区域



地区計画区域



袋井市建設経済部都市計画課

〒437 袋井市新屋一丁目1番地の1

☎(0538)43-2111(代)